

審 査 基 準

令和2年8月19日作成

| |
|--|
| 法 令 名：質屋営業法 |
| 根 拠 条 項：第2条第1項 |
| 処 分 の 概 要：質屋の許可 |
| 原権者（委任先）：神奈川県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 質屋営業法 第3条第1項（許可の基準） 質屋営業法施行規則 第1条（申請及び届出の一般的手続） 第2条、第3条（質屋の許可の申請） |
| 審 査 基 準： 質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件に該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。 |
| 標 準 処 理 期 間：50日 |
| 申 請 先：申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全（第一）課 |
| 問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部生活安全全部生活安全総務課営業第一係 ☎ 045-211-1212 内線3037 |
| 備 考： |